

非営利法人の中でなぜ社会福祉法人等が優遇されるか？

わが国の非営利法人制度の特徴

- 税行政に「守税意識」が強く(納税モラルに呼応して?)、非営利法人の優遇には強い規制がセット(規制をクリア=税制優遇)
 - 所轄官庁、個別法ごとに多様な非営利法人が定義。
- この特徴自体の問題はあるが...

- 社会福祉法人の設立・規制要件が今の時代に適合しなくなっているのではないか。
- 優遇を受ける非営利法人に対しても、本来の活動の担い手となれるよう、「規制改革」が必要なのではないか

現状の社会福祉法人の要件

- 要件の問題
 - 役員要件、資産要件が主たるもの⇒実質は資産要件
 - 「慈善の時代」には適切な要件⇒時代の変遷とともに不適切要件化⇒要件緩和してきているが、不徹底な面あり
- 許認可プロセスの問題
 - 多くは自治体内で行われ、プロセスが外部に開示されていない

今後あるべき社会福祉法人の要件

- 要件のあるべき姿 「社会福祉法人器論」
 - 役員要件、資産要件(緩和の徹底)に加え、『実績要件』を追加。
 - 特定非営利活動法人、一般社団の他営利法人が『実績』に基づき社会福祉法人化できる制度に。
 - 『実績』にない者・団体には認可しない。
- 許認可プロセスの問題
 - 住民や専門家が加わりオープンな議論を

社会福祉法人の資産等に関する主な要件(厚労省HPを簡略化)

○施設を経営する法人(以下のうちいずれか)

- 原則として、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件につき、所有権を有していること
- 国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること

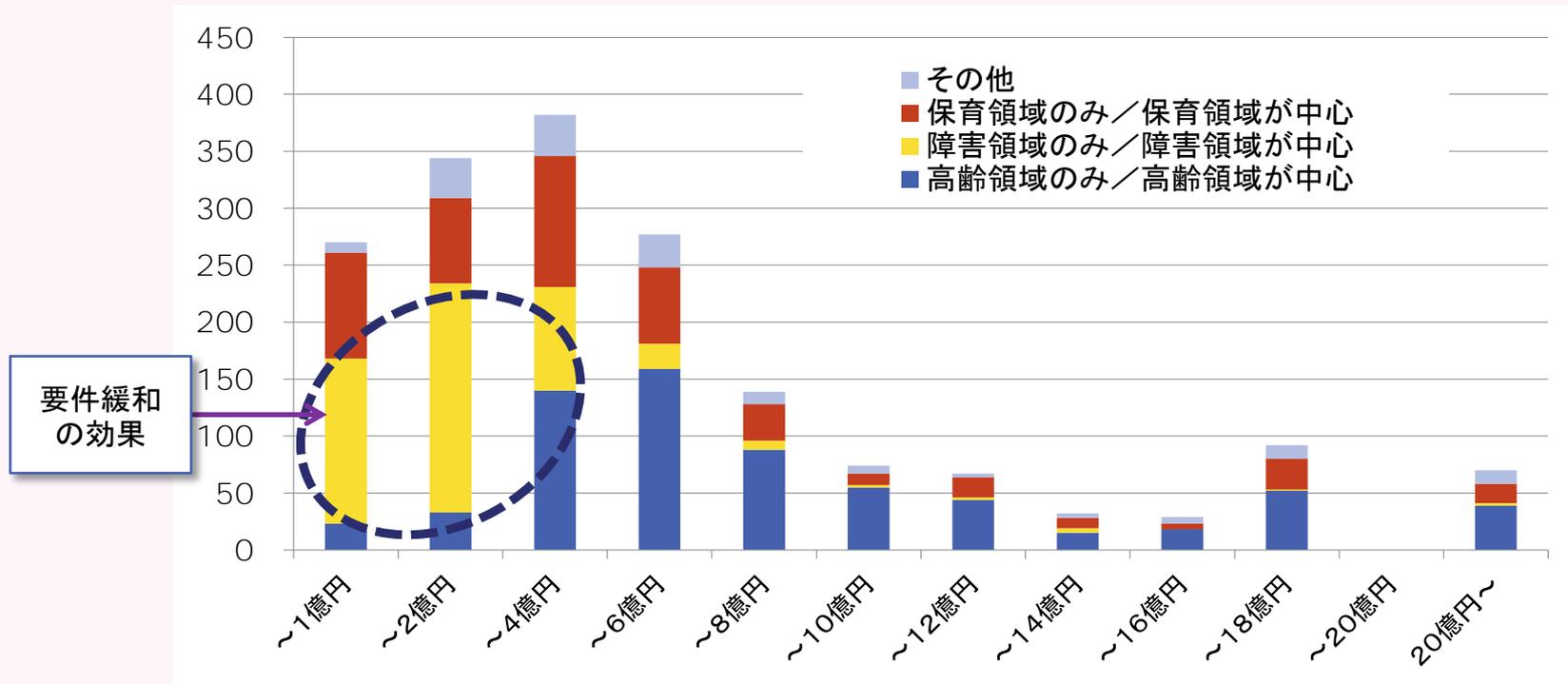
(都市部等では地上権又は賃借権の設定により民間から敷地部分についてのみ貸与を受けることが可能、ただし、すべての不動産について貸与又は使用許可を受ける場合には、1,000万円以上の基本財産を有していることが必要⇒特別養護老人ホーム、保育所等、一部の事業については上記要件を緩和する通知あり)

○施設を経営しない法人

原則として1億円以上(委託費等で安定的な収入が見込める場合は、所轄庁が認める額)の基本財産を有していることが必要(居宅介護等事業、地域・共同生活援助事業、介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業については、要件を緩和する通知あり)

社会福祉法人の規模の問題

法人数



全国社会福祉経営者協議会調査(2012)より

- これまでの制度・行政指導の経緯から、大規模法人は極めて少数(年間売上100億円を超える法人は10~20?)⇒社会福祉法人の不活性化の要因の1つ
- 中小規模法人が、期待されている役割を自ら果たしていくためには、連携、分割、合併等を行う仕組みが欠かせない(分割の仕組みはなく、資金移動を伴う連携を行える仕組みがない)⇒分割、資金協働化の制度化、非営利ホールディングカンパニー制度の創設が必要。
- 当面、中小規模法人を前提とした取組等を考える必要があるか。

ガバナンスについて

- **理事会の在り方**
 - 執行役員の理事については報酬の適正化と外部開示
 - 執行役員の理事をチェックする外部理事（委員会設置会社の取締役の役割）については、無給が原則。
- **地域・コミュニティの人々が参加する仕組み**
 - 主要なステイホルダーが、地域・コミュニティであることを制度上明確にする。
 - 評議員会の義務化（規模やミッションに応じた仕組み、内容）。
 - 社会福祉法人側だけで評議員を選任する仕組みを改める（公募の義務化や地域内法人が協働して住民チェックを受ける仕組みなど）
 - 広域展開する社会福祉法人については、法人で1つの評議会ではなく、地域ごとに地域・コミュニティが参加する仕組みを。
- **財務面のチェック**
 - 地方公共団体には困難
 - 専門家、専門機関の活用は必須⇒法人規模に応じたチェックシステムと専門家の教育体系が必須（わが国の非営利法人経営のあるべき姿と財務を考える専門家が十分育っていない）
 - 単なる財務諸表の明示ではなく、地域住民が分かりやすい「地域貢献会計」（ストックとフローで地域ニーズへの対応として使える資金を会計上計算）を明示←何をもって「非営利法人が本体事業を継続・発展するために持つべき資金」の考え方の整理が必要。

社会貢献活動の義務化

- 義務化は当然であり、法令的に明確にすることが必要（「やりたくても「行政指導」でやれなかった」法人が多く、義務化は歓迎する声も強い）。
- 単に資金を出せばよいというのではなく、法人のノウハウを使った取組みや事業とのシナジー効果が生まれるものを推進すべき。
 - 法人の施設・設備や人材を地域貢献のために自由に使えることを明確化
- 金額規模について、フロー、ストックともに、一定水準が維持できるようなチェックの仕組みが必要
 - 地域貢献会計の構築と義務化
 - なににどのように使うかを、法人外部（住民や行政など）を交えて議論・検討するような
- ただし、米国の例を聞く限り、一定額を義務化するようなやり方が、抜け道や「社会貢献」の矮小化を招くdistortionを生んでいるように感じるため、留意が必要。

社会福祉法人の出口問題

- 社会貢献活動に取り組む力がない法人については、地域の地域貢献財源として、他の非営利セクターが自由に使える仕組みを。
- 社会福祉貢献活動をやる気がない法人については課税は当然としても、長期的にどうするか。